## (その125)「長年の苦労、おれの気持ちをしっかり残しておきたい」遺言公正証書(2016.2)

昨年 11 月下旬、民商の鏡さんの紹介で川崎区中島に住むKさんが相談センター来られました。話を聞きますと「30 年余り同居しているEさんは入院しているがお医者さんからいつどうなるかわからないと言われた」「おれが死んだら遺産はすべてお前にやると言ってくれましたが、生命保険と年金を受け取れるようにするにはどうすればいいのでしょうか」という相談でした。

Eさんには30年以上別居している妻がいて「死んでも籍は抜かない」と妻は言っており Kさんは同居していても籍を入れる事が出来ずにいます。子どもは3人いるが独立してい ます。

公証役場のMさんに相談したところ「遺言公正証書を作ってEさんの気持ちを残しておかないとKさんにはどうなるかわかりませんよ」との事でした。

生命保険の受け取りをKさんに書き直してもらい、年金事務所に相談に行きますと遺族 年金はどちらが受け取ることができるかは、審査会で決まりますが「籍が入ってなくても 同居実績 30 年を証明するものが必要です」との事でした。

必要な手続きが終わって 12 月 28 日入院中のE さんのベットのそばでM公証人と 2 人の証人立会いのもと遺言公正証書を作成する事が出来ました。

1月初旬Kさんから「おかげさまで私もEさんもホッとしています。有難うございました」とお礼に来られました。